



2019年工業統計調査 工業調査票甲 (2018年実績) (従業者30人以上の事業所用)

Table with 2 columns: 票群, 票番

Table with 3 columns: 市区町村番号, 調査区番号, 工業調査事業所番号

1 事業所の名称及び所在地 (電話番号) (フリガナ) (名称) (所在地)

2 本社又は本店の名称及び所在地 (電話番号) (名称) (所在地)

3 他事業所(国内)の有無 (1)工場が一つで、本社・本店はこの工場と同じ場所にある。 (2)工場が一つで、本社・本店はこの工場と異なった場所にある。 (3)工場が二つ以上ある(上記1,2以外)。

4 経営組織 (1)会社(株式会社を含む)、合同、合資、合名 (2)組合・その他の法人 (3)個人

5 資本金額又は出資金額(会社に限り) (単位:万円) 2019年6月1日現在払込済みの資本金の額又は出資金の額を記入してください。

6 従業者数 (2019年6月1日現在) (単位:人) Table with columns for employee categories and counts.

7 現金給与総額(年間) (金額(単位:万円)) 常用雇用者及び有給役員のうちこの事業所に従事している人に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与(期末賞与等)の額

8 消費税の税込み記入・税抜き記入の別 (1)税込み (2)税抜き

9 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に關する外注費及び販売した商品の仕入額 (年間) Table with columns for material, fuel, electricity, and sales.

10 有形固定資産(単位:万円) 資産(帳簿価額) Table with columns for land, buildings, machinery, and ships.

10 有形固定資産(単位:万円) 資産(帳簿価額) Table with columns for land, buildings, machinery, and ships.

11 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額 (単位:万円) (帳簿価額) Table with columns for inventory and materials.

12 製造品の出荷額、在庫額等 (単位:万円) Table with columns for production, inventory, and shipping.

12ウ 加工賃収入額(年間) (金額(単位:万円)) Table with columns for processing fees.

12エ その他収入額(年間) (金額(単位:万円)) Table with columns for other income.

13 12のア、ウ、エの合計金額 (金額(単位:万円)) Table with columns for total income.

14 主要原材料名 ア 購入したもの (1)同じ企業からの購入 (2)他の企業から支給されたもの(無償) 15 作業工程 12項 製造品の出荷額、在庫額等に記入した製造品の製造又は加工に関する貴事業所の作業工程のあらましを記入してください。

8項での選択(1)消費税込み(2)消費税抜き(1)に於いた金額を記入してください。

甲

甲

★この調査票は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づき基幹統計調査で、調査対象の事業所は報告の義務があります。★この調査票は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づき基幹統計調査で、調査対象の事業所は報告の義務があります。

★この調査票は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づき基幹統計調査で、調査対象の事業所は報告の義務があります。★この調査票は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づき基幹統計調査で、調査対象の事業所は報告の義務があります。

総務省 経済産業省

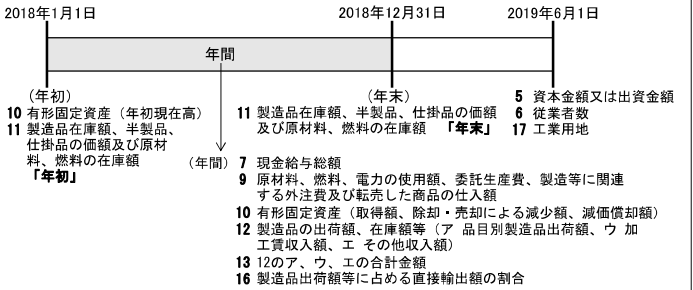


政府統計 統計法に基づく国の統計調査です。調査情報の秘密の保護に万全を期します。

記入注意  
【調査事項の説明】 ○=その項目に含まれる数字 ×=その項目に含まれない数字

調査期間 2018年1月～12月

調査期間が「年間」となっている事項については、2018年1月～12月までの1年間の実績をご記入ください。  
調査時点が「年初」となっている事項については2018年1月1日時点、「年末」となっている事項については2018年12月末日時点の数値をご記入ください。  
それ以外については、2018年6月1日現在の数値をご記入ください。



※2018年1月から12月までの1年間で記入出来ない場合は、2018年を最も多く含む決算期間(12か月)で記入してください。  
なお、その場合の「年初・年末」はそれぞれ「期首・期末」で記入してください。

6 従業員数

- (1) ①個人業主及び無給家族従業員
個人業主とは、個人経営の事業所...
無給家族従業員とは、個人業主の家族...
(2) ②有給役員とは、貴事業所の取締役...
(3) ③常用雇用者とは、期間を定めず、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人...
(4) ④臨時雇用者とは、常用雇用者の定義に該当しない人(1か月未満の期間を定めて雇用している人...
(5) ⑤合計とは、①～⑤の合計を記入してください。
(6) ⑥出向・派遣受入者とは、別経営の事業所に籍を置いたまま、他企業など別経営の事業所で働いている人...
(7) ⑦この事業所に従事している人の男女別とは、⑥ー⑤ー⑦上⑧の値を記入してください。

7 現金給与総額

- 貴事業所が支払っている給与等(派遣会社への支払額などを含みます)について、所得税、保険料、組合費などを差し引かない金額を記入してください。
(1) 常用雇用者及び有給役員のうちこの事業所に従事している人に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与(期末賞与等の額)
(2) その他の給与等

8 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

選択した記入方法を○で囲んでください。9項以降は「1 税込み」で記入してください。ただし、税込み記入ができない場合は「2 税抜き」で記入してください。

9 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額

8項での選択(「消費税込み」「消費税抜き」)による金額を記入してください。

- (ア) 燃料以外のすべての製造加工用等の原材料(委託生産のために他企業に支給した原材料及び製品を含みます)及び工場維持管理のための材料、消耗品、購入した水などのうち、実際に製造等に使用した総使用額をいいます。
(イ) 原材料を使用して中間製品を作り、さらにこの中間製品を製造加工のために使用した場合は、はじめに使用した原材料費だけを記入してください。
(ウ) 同一企業に属する他の事業所から受け入れたものは市価に換算して記入してください。
(2) 「燃料使用額」には、貨物運搬用・暖房用も含まれます。
(3) 「電力使用額」には、工場の電灯用も含まれます。
(4) 「委託生産費」とは、自己の所有する原材料又は製品を他企業の国内事業所に支給して製造、加工を委託(「委託生産」もしくは「外注加工」)した場合に支払う加工費をいいます。
(5) 「製造等に関連する外注費」
(6) 「転売した商品の仕入額」とは、調査期間中に実際に売り上げた「転売品」に対応する仕入額をいいます。

10 有形固定資産

- 貴事業所が所有するすべての有形固定資産(事業所構外のものを含む)の帳簿価額を8項で選択した評価方法(「消費税込み」「消費税抜き」)に換算して記入してください。
(1) 「年初現在高」には、「土地」と「土地を除く有形固定資産計(建物、構築物、機械、装置、船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等の合計)」の両方を、それぞれ記入してください。
(2) 「取得額」
(ア) 購入、建設、自作製作、同一企業に属する他の事業所からの受け入れ、建設費勘定からの振り替え、取得の簿簿価額又は振り替える際の評価額を記入してください。
(イ) 増改築、改造、増設などによって、既存の資産の帳簿価額が増加した場合
(3) 「除却・売却による減少額」には、売却、撤去、同一企業に属する他の事業所への引き渡し又は滅失による除却額を記入します。
(4) 「減価償却費」とは、有形固定資産勘定から控除した金額又は、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てた金額を記入してください。
(5) 「建物、構築物」
(ア) 建物には、工場、事務所のほか、貴事業所の固定資産帳に含まれている社宅、その他事業の用に供している資産(構外のものを含む)並びに附属設備を含めてください。
(イ) 構築物には、ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突、その他土地に定着する土木設備、工作物、舗道、駐車場など、減価償却の対象となるものを含めてください。
(3) 「建設仮勘定」を設定している事業所は、借方に加えられた金額を「増」に、この勘定から有形固定資産に振り替えられた金額の合計を「減」に記入してください。

11 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額

- 帳簿価額を8項で選択した評価方法(「消費税込み」「消費税抜き」)に換算して記入してください。
(1) 「在庫額」には、貴事業所が製造等のために所有する(他企業へ原材料を支給して製造させた委託生産品及び支給した原材料を含みます)を記入してください。
(2) 部分品でも貴事業所から出荷されるものは在庫は、製造品在庫額に含めます。

12 製造品出荷額、在庫額等

- 8項での選択(「消費税込み」「消費税抜き」)による金額を記入してください。
(1) 「製造品」には、部分品、副産物、製造工程から出たくず、廃物も記入してください。
(2) 「製造品名」「加工品名」「その他収入の種類名」「番号」「数量単位名」などの記入に当たっては、調査票と同時に配布した「商品分類表」によって記入してください。
(3) 副産物に書ききれないときは、調査票と同時に配布した「調査票の記入の仕方」にある補助用紙を用いてください。
(4) 「A 品目別製造品出荷額」
(ア) 酒税、たばこ税、たばこ特別税、たばこ地方税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ金額を記入してください。
(イ) 自己の所有する原材料又は製造した製品を他企業の国内事業所に支給して製造加工させてそのまま出荷したものは、「(委託生産品)も含みます」。
(ウ) 転売品は、ここには含めないで、「E その他収入額」に「転売収入」として記入してください。
(エ) 割引、値引されたものは、その分を差し引いてください。
(オ) 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したのもも含みます。
(カ) 構内に店舗を持たず、製造した製品をインターネットや通信販売等により直接消費者に販売したものは(製造直販)はここに含めてください。

- (キ) 出荷額は、工場出荷金額とし、積込料、運賃、保険料及びその他諸掛を除いた金額で記入してください。
(ク) 取引先での据付・工事や保守・点検などを含めた契約となっている製造品については、製造品の代金は「A 品目別製造品出荷額」に、据付・工事の代金は「E その他収入額」に「建設業収入」として、保守・点検の代金は「E その他収入額」に「学術研究、専門・技術サービス業収入」としてそれぞれ分離して記入してください。
(5) 「E 品目別製造品在庫額」
(ア) 帳簿価額を8項で選択した評価方法(「消費税込み」「消費税抜き」)に換算して記入してください。
(イ) 半製品及び仕掛品は含めないでください。
(6) 「U 加工費収入額」には、他企業(国内外にかかわらず)が所有する原材料又は製品に加工工をして調査期間中に引き渡したのに対して受け取ったもしくは受け取るべき加工費を記入してください。
(7) 「E その他収入額」
(ア) 「A 品目別製造品出荷額」及び「U 加工費収入額」以外の収入を記入してください。
(イ) 「修理料収入」、「販売電力収入」、「冷蔵保管料収入」は、ここに記入してください。
(ウ) 転売品の販売収入は「転売収入」としてここに記入してください。
(エ) 製造して構内の店舗で消費者に対して販売したものは、「製造小売収入」としてここに記入してください。

14 主要原材料名

購入又は支給されて使用した原材料のうち、主なものを記入してください。購入又は支給された原材料を使用して中間製品を作り、さらにこの中間製品を原材料として製品を製造する場合は、最初に購入又は支給された原材料名を記入してください。

15 作業工程

製造品の出荷額、在庫額等に記入した製造品及び加工品のうち、主なものについて、貴事業所の作業工程を段階的に説明してください。2種類以上の製法のある製造品については、そのうちの製法によっているか、また、機械によっているか、手作業によっているか、要点を明確に記入してください。

16 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合

直接輸出とは、貴事業所が直接自社又は自己名義で通関手続を行い、輸出許可証の交付を受けたものをいいます。商社等他企業を経由して輸出したものは含まれません。【13 12のA、ウ、Eの合計金額】に占める直接輸出額の割合を小数点第2位まで記入してください。

17 工業用地及び工業用水

- (1) 「A 事業所敷地面積」
(ア) 「敷地面積」には、貴事業所で使用(賃借を含む)している敷地の全面積を記入してください。
(2) 「工業用水」とは、貴事業所内で生産のために使用される用水(従業員の飲料水、雑用水を含む)をいいます。
(3) 「E 1日当り水漏れ水量」
(ア) 「公共水道」には、都道府県又は市町村によって経営される工業用水道又は上水道から供給を受ける水の量を記入してください。
(イ) 「4 その他の淡水」には、公共水道、井戸水、回収水のいずれにも属しないもので、例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水する水(地表水)及び河川敷又は旧河川敷内において集水堀ききによって取水する水(表流水)、農業用水路から取水する水、他事業所から供給を受ける水などの量を記入してください。

備考欄

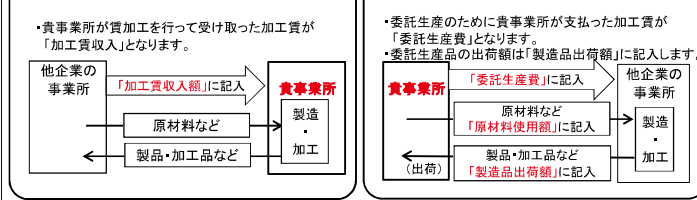
「休業中」、「操業準備中」、「操業開始後未出荷」の事業所は、その旨を記入してください。また、各調査項目について、2017年に比べて著しく数値が多い又は小さい場合(例えば2倍以上又は1/2以下の場合)には、その理由を記入してください。

「販売品」とは、「他の事業所」から仕入れて「そのまま」販売したものをいいます。

「他の事業所」には同一企業に属する他の事業所を含みます。
「そのまま」には、検査・選別・洗浄・包装・小分け・充てんなど販売に伴う軽度の加工を含みます。
ただし、食料品の真空包装及び医薬品の小分けを行った場合は製造行為と見なし、転売品には含まれません。

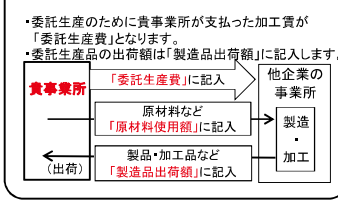
「加工」とは、貴事業所が、他企業の事業所から支給された主要原材料を使用して製造し、あるいは他企業の事業所の所有する製品等に加工することをいいます。

貴事業所が加工を行って受け取った加工費が「加工費収入」となります。



「委託生産(外注加工)」とは、貴事業所が、貴事業所の所有する原材料又は製品を、他企業の国内事業所に支給して、製造、加工を委託することをいいます。

委託生産のために貴事業所が支払った加工費が「委託生産費」となります。
委託生産品の出荷額は「製造品出荷額」に記入します。





○	市町村番号	◎	調査区番号	◎	工業調査事業所番号



経済構造統計  
基幹統計

# 2019年工業統計調査 工業調査票乙(2018年実績)

(従業者29人以下の事業所用)

◎	票群	◎	票番

★この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査で、調査対象の事業所は報告の義務があります。  
★この調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。

**1 事業所の名称及び所在地** (電話番号)  
(フリガナ)  
(名称)  
〒 (所在地)

**2 本社又は本店の名称及び所在地** (電話番号)  
1の事業所の名称及び所在地と同じ場合は、同上と記入してください。  
(名称)  
〒 (所在地)

**3 他事業所(国内)の有無** あてはまる番号一つに○を付けてください。  
1 工場が一つで、本社・本店はこの工場と同じ場所にある。  
2 工場が一つで、本社・本店はこの工場と異なる場所にある。  
3 工場が二つ以上ある(上記1、2以外)。

**4 経営組織** あてはまる番号一つに○を付けてください。  
1 会社 [株式会社(有限を含む)、合同、合資、合名]  
2 組合・その他の法人  
3 個人

**5 資本金額又は出資金額** (会社に限る)  
2019年6月1日現在払込済みの資本金の額又は出資金の額を記入してください。  
金額欄には「0」を記入。  
5,000円未満の場合は「0」を記入。

**6 従業者数(2019年6月1日現在)** (単位:人)

区分	①個人業主及び無給家族従業者	②有給役員(個人経営以外で役員報酬を得ている人)	③常用雇用者(期間を定めず、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人)	④正社員・正職員としての正社員・正職員	⑤臨時雇用者(雇用期間が1か月未満の人 ※④以外のパート・アルバイトなどを除く)	⑥合計(①～⑤の合計)	⑦送出者(⑥合計のうち別経営の事業所へ出向又は派遣している人)	⑧出向・派遣受入者(①～⑦以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人)
男								
女								

この事業所に従事している人の男女計 (⑥ - ⑤ - ⑦ + ⑧)

**7 現金給与総額(年間)** (期末賞与、退職金等を含む) (単位:万円)  
出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている人に対する負担額なども含めて記入してください。

**8 消費税の税込み記入・税抜き記入の別**  
選択した記入方法を○で囲んでください。  
●9項以降は「1 税込み」で記入してください。ただし、税込み記入ができない場合は「2 税抜き」で記入してください。

囲みの欄(9項、10項、11項)は、上記、8項(「1 税込み」「2 税抜き」)での選択による金額を記入してください。

**9 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計金額** (年間)

(1) 原材料、燃料、電力の使用額は、他から購入したもの、同じ企業の他の事業所から受け入れたものなどのうち、**実際に製造等に使用した総使用額**をいいます(購入額を記入しないでください)。  
(2) 委託生産費は、原材料又は製品を他企業の国内事業所に支給して製造、加工を委託した場合、これに**支払った加工賃又は支払うべき加工賃**をいいます。  
(3) 製造等に関連する外注費は、生産設備の保守・点検、機械の操作、梱包などを外注した際の費用をいい、派遣、(2)の委託生産費などの外注費を除いたものです。  
(4) 転売した商品の仕入額は、実際に2018年中に売り上げた転売品に対応する仕入額(年初転売品在庫額+年間転売品仕入額-年末転売品在庫額)をいいます。  
(5) 金額欄には(1)、(2)、(3)、(4)の合計金額を記入してください。

8項での選択(消費税込み)に添じた金額を記入してください。

**10 製造品出荷額等**  
(1) 製造品とは、自己の所有する原材料によって製造された製品をいい、部分品、副産物、製造工程からでたくず・廃物も記入してください。  
(2) 貴事業所で製造し、同じ企業の他の事業所へ引き渡したのも**市価換算**して製造品出荷額に含めてください。  
(3) 製造品名、貸加工品名、その他収入の種類名、番号、数量単位名などの記入に当たっては、商品分類表を参照してください。  
(4) 出荷額は、工場出荷価額によって記入してください。

**ア 品目別製造品出荷額(年間)** (消費税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含む)  
自己の所有する原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたもの(委託生産品)を含め、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの(転売品)はここに含めず「ウ その他収入額」に記入してください。

番号	製造品名	数量単位名	数量	金額(単位:万円)		
				千	百	十
<b>製造品出荷額計</b>				★		

**イ 加工賃収入額(年間)** 他企業(国内外にかかわらず)の所有する原材料又は製品に加工して2018年中に引き渡したのに対して、受け取った加工賃又は受け取るべき加工賃を記入してください。

番号	賃加工品名	金額(単位:万円)				
		千	百	十		
<b>加工賃収入額計</b>				★		

**ウ その他収入額(年間)** ア、イ以外のその他収入額(修理料収入、転売収入など)を記入してください。ただし、知的財産収入、利子・配当などの事業外収入や財産売却収入は除きます。

番号	その他収入の種類名	金額(単位:万円)				
		千	百	十		
<b>その他収入額計</b>				★		

**10のア、イ、ウの合計金額** ★ 印合計

**11 10の製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合(年間)**  
(直接輸出とは、自己又は自社名義で通関手続を行ったもの)  
11項(10のア、イ、ウの合計金額)に対する直接輸出額の割合を、小数点第2位まで記入してください。

**13 主要原材料名及び簡単な作業工程**

ア 購入したもの	イ 他企業から支給されたもの(無償)	ウ 作業工程
		10項に記入した製造品の製造又は加工についての作業工程を記入してください。

**備考**

報告者(代表者)の記名  
法人番号(13桁)

本票の内容について回答できる人の職・氏名  
連絡先(電話番号)

乙

乙

総務省  
経済産業省



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

この欄は都道府県が使用します。

補助用紙

「10 製造品出荷額等」について、表面に記入しきれない場合は、こちらを用いてください。  
 なお、表面の計欄(★)には、ここに記入した分を含めた金額を記入してください。

8項での選択「消費税込み」「消費税抜き」に応じた金額を記入してください。

10 製造品出荷額等						
ア 品目別製造品出荷額(年間)(酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含む)						
⊗	番 号	製 造 品 名	数 量 単位名	数 量	金 額 (単位:万円)	
					千億	百億

イ 加工賃収入額(年間)				
⊗	番 号	賃 加 工 品 名	金 額 (単位:万円)	
			千億	百億
	9			
	9			
	9			
	9			
	9			
	9			
	9			

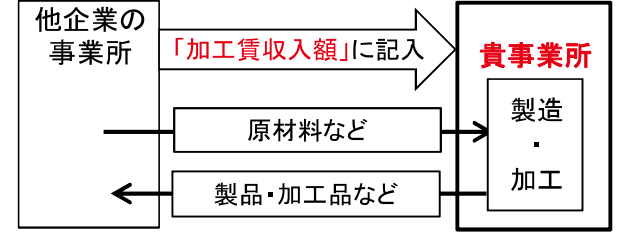
ウ その他収入額(年間)				
⊗	番 号	そ の 他 収 入 の 種 類 名	金 額 (単位:万円)	
			千億	百億
	0 0 0 0			
	0 0 0 0			
	0 0 0 0			

事業所の名称

・調査期間が「年間」となっている事項については、2018年1月～12月までの1年間の実績をご記入ください。  
 ・それ以外については、2019年6月1日現在の数値を記入してください。  
 ※2018年1月から12月までの1年間で記入出来ない場合は、2018年を最も多く含む決算期間(12か月)で記入してください。

**「転売品」とは**  
**「他の事業所」から仕入れて「そのまま」販売したものをいいます。**  
 ・「他の事業所」には同一企業に属する他の事業所を含みます。  
 ・「そのまま」には、検査・選別・洗浄・包装・小分け・充てんなど販売に伴う軽度の加工を含みます。  
 ただし、食品の真空包装及び医薬品の小分けを行った場合は製造行為と見なして、転売品には含まれません。

**「賃加工」とは**  
**貴事業所が、他企業の事業所から支給された主要原材料を使用して製造し、あるいは他企業の事業所の所有する製品等に加工することをいいます。**  
 ・貴事業所が賃加工を行って受け取った加工賃が「加工賃収入」となります。



**「委託生産(外注加工)」とは**  
**貴事業所が、貴事業所の所有する原材料又は製品を、他企業の国内事業所に支給して、製造、加工を委託することをいいます。**  
 ・委託生産のために貴事業所が支払った加工賃が「委託生産費」となります。  
 ・委託生産品の出荷額は「製造品出荷額」に記入します。

